

参考配布

平成 29 年 3 月 31 日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 松本 圭

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5324)

(直通電話) 03(3502)5227

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労働局発表  
平成29年3月31日

担 当	大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 菊池 みゆき 主任需給調整指導官 浅田 雅彦 電話 06-4790-6319
--------	---

## 派遣元事業主に対する事業停止命令について

大阪労働局（局長：苧谷 秀信）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令を行った。

### 記

#### 第1 被処分派遣元事業主

名 称	星光産業株式会社
代表者の職氏名	代表取締役 三木 富雄
事業主所在地	大阪府摂津市正雀本町1丁目31番14号
許可に関する事項	許可番号 派27-301148 許可年月日 平成19年10月1日

#### 第2 処分の内容

労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令  
（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）

### 第3 処分理由

星光産業株式会社は、平成29年1月20日に大阪労働局需給調整事業部長から社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うよう文書による警告（以下「文書警告」という。）を受けたにもかかわらず、以下の違反を行ったため。

星光産業株式会社は、文書警告で示した期限である平成29年2月20日までに、社会保険の適用基準を満たす少なくとも6名の派遣労働者を社会保険に加入させなかったものであり、このことは平成19年10月1日付で厚生労働大臣が星光産業株式会社に対して行った労働者派遣事業許可に付した労働者派遣事業許可の条件について、労働者派遣事業許可条件通知書により平成27年10月1日付で星光産業株式会社に通知した条件のうち「3労働保険・社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うものであること。」に違反し、もって、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第9条第1項の規定により付された許可の条件に違反したものである。

### 第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成29年4月3日から平成29年5月2日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律  
(昭和 60 年法律第 88 号) (抄)

(労働者派遣事業の許可)

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(略)

(許可の条件)

第九条 第五条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(許可の取消し等)

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二 この法律（第二十三条第三項、第二十三条の二、第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。